

山梨県公報

第四百六十七号

令和六年

四月二十五日

木曜日

目次

| | |
|-----------------------------|-----|
| ○指定納付受託者の指定…………… | 一五三 |
| ○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託…………… | 一五三 |
| ○道路の供用開始(二件)…………… | 一五四 |
| ○道路の区域変更…………… | 一五四 |
| 公 告 | |
| ○落札者の決定について…………… | 一五四 |
| ○国土調査の成果の認証…………… | 一五五 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任…………… | 一五五 |
| ○公共測量の終了(二件)…………… | 一五六 |
| ○開発行為に関する工事の完了について(二件)…………… | 一五六 |
| その他 | |
| ○あつせん員候補者の告示…………… | 一五七 |

告 示

山梨県告示第六六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 指定納付受託者を指定した日 令和六年四月一日
- 指定納付受託者に代理納付させる歳入 クレジットカード、電子マネー又はQRコード決済を利用して納付する山梨県立考古博物館の使用料
- 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQR

コード決済の種類

- 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
(一) VISA
(二) Mastercard
(三) 銀聯
- 次に掲げる電子マネー
(一) 交通系IC
(二) iD
(三) WAON
- 次に掲げるQRコード決済
(一) PayPay
(二) au PAY
(三) d払い
(四) メルペイ
(五) 楽天ペイ
(六) Ali pay
(七) WeChat Pay
(八) 銀聯QR
- 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

山梨県告示第七七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 弁護士法人ライズ総合法律事務所 東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア十二階
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 農業改良資金貸付金に係る償還金及び違約金
- 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年四月一日
- 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 口座振込

山梨県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和六年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| | | | | |
|-------|-------|---|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 県道 | 大野夏狩線 | 都留市鹿留字新井九三三番地先から 都留市鹿留字上ノ山二五九一番 一地先まで | 三三六・〇 | 令和六年四月二十六日 |

山梨県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和六年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| | | | | |
|-------|--------|---|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 一般国道 | 四百一十一号 | 北都留郡丹波山村字落瀧三二六 九番一地从先から 北都留郡丹波山村字鍋久保三二 五五番一地从先まで | 一〇四・七 | 令和六年四月二十六日 |

山梨県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖笛吹線
- 三 道路の区域

| | | |
|--|------------------|--------------|
| 区間 | 旧敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 南都留郡富士河口湖町河口字木無山二七三 一番一十二七三一番二地先から 南都留郡富士河口湖町河口字木無山二七三 一番一十二七三一番二地先まで | 七・八 九・六 | 三九・八 三九・八 |
| 新 | 九・七 一一・一 | 三九・八 |

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年四月二十五日

山梨県中北地域県民センター所長 中 村 弘

- 一 落札に係る役務等の名称及び数量
- (一) 名称 北巨摩合同庁舎清掃業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県中北地域県民センター

(二) 所在地 山梨県韮崎市本町四丁目二番四号

三 落札者を決定した日 令和六年三月二十七日

四 落札者の名称及び住所

(一) 名称 関東トータルサービス有限公司

(二) 住所 山梨県甲府市国玉町九百九十六番二

五 落札金額 千百四十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年三月十一日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 身延町

二 調査を行った時期 平成十七年六月二日から平成十九年三月三十一日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町西嶋の一部

五 認証年月日 令和六年四月十五日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、小篠土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

| | | | |
|-----|------|---------------|------------|
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
| 理事長 | 石井秀廣 | 大月市猿橋町小篠二百八十六 | 令和六年三月三十一日 |

二 就任

| | | | |
|------|------|-------------------|-------|
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 就任年月日 |
| 同 | 小鷹陽一 | 大月市猿橋町桂台三丁目十八番地十一 | 同 |
| 同 | 藤本実 | 大月市猿橋町小篠八百五十三番地 | 同 |
| 同 | 和田厚 | 大月市猿橋町小篠四百二十番地六 | 同 |
| 同 | 中村正則 | 大月市猿橋町小篠八百九十九番地 | 同 |
| 監事 | 小俣和彦 | 大月市猿橋町小篠五百六十九番地 | 同 |
| 同 | 小俣行秀 | 大月市猿橋町小篠八百六十八番地 | 同 |
| 同 | 佐々木進 | 大月市猿橋町小篠四十三番地 | 同 |
| 同 | 和田国晃 | 大月市猿橋町小篠九百十番地 | 同 |
| 理事 | 市川聡 | 大月市猿橋町小篠五百十四番地 | 同 |
| 副理事長 | 原田誠 | 大月市猿橋町小篠八百九十三番地 | 同 |
| | | 番地 | |

| | | | |
|------|------|-------------------|----------|
| 理事長 | 石井秀廣 | 大月市猿橋町小篠二百八十六番地 | 令和六年四月一日 |
| 副理事長 | 原田誠 | 大月市猿橋町小篠八百九十三番地 | 同 |
| 理事 | 市川貞治 | 大月市猿橋町小篠五百十四番地 | 同 |
| 同 | 和田国晃 | 大月市猿橋町小篠九百十番地 | 同 |
| 同 | 佐々木進 | 大月市猿橋町小篠四十三番地 | 同 |
| 同 | 小俣行秀 | 大月市猿橋町小篠八百六十八番地 | 同 |
| 監事 | 小俣和彦 | 大月市猿橋町小篠五百六十九番地 | 同 |
| 同 | 中村正則 | 大月市猿橋町小篠八百九十九番地 | 同 |
| 同 | 和田厚 | 大月市猿橋町小篠四百二十番地六 | 同 |
| 同 | 藤本実 | 大月市猿橋町小篠八百五十三番地 | 同 |
| 同 | 小鷹陽一 | 大月市猿橋町桂台三丁目十八番地十一 | 同 |

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市の一部
- 三 測量の期間 令和五年八月十五日から令和六年三月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により忍野村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡忍野村全域
- 三 測量の期間 令和五年七月一日から令和六年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 大月市大月町駒橋字柳原二千百十三番
- 二、二千百十四番二、水の一部及び道の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市長 小林 信保

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町長浜字足和田千九百五十七番一、千九百五十八番、千九百五十九番、千九百六十番及び千九百六十一番一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都豊島区駒込三丁目三番十一号 株式会社 社啓愛義肢材料販売所 代表取締役 亀田 和弘

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和六年四月二十五日

山梨県労働委員会
会長 堀 内 寿 人

| 氏名 | 経歴 | 委嘱年月日 |
|------|---|------------|
| 堀内寿人 | 弁護士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長代理 第四十五期山梨県労働委員会会長 | 令和元年七月一日 |
| 甲光俊一 | 弁護士 第四十五期山梨県労働委員会会長代理 | 令和五年七月六日 |
| 赤池幸江 | 特定社会保険労務士 第四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会公益委員 | 平成二十九年七月三日 |
| 窪田哲也 | 公認会計士 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会公益委員 | 令和元年七月一日 |
| 齋藤雅代 | 山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会 | 平成二十七年七月二日 |

| | | |
|------|--|------------|
| 窪田清 | 連合山梨会長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員 | 平成二十三年七月一日 |
| 大石正哉 | NTT労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十五期山梨県労働委員会労働者委員 | 令和五年七月六日 |
| 大森竜 | 連合山梨副事務局長 第四十五期山梨県労働委員会労働者委員 | 令和五年七月六日 |
| 杉原孝一 | TDK労働組合甲府支部支部長 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員 | 令和元年七月一日 |
| 宮下竜三 | 連合山梨事務局長 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員 | 令和元年七月一日 |
| 早川幸夫 | 山梨県経営者協会事務局長 第四十五期山梨県労働委員会使用者委員 | 令和五年七月六日 |
| 網倉義久 | 網倉義久司法書士事務所代表 第四十五期山梨県労働委員会使用者委員 | 令和五年七月六日 |
| 浦田勉 | 浦田勉税理士事務所代表 第四十四・四十五期山梨県労働委員会使用者委員 | 令和三年七月一日 |
| 栗山直樹 | 株式会社栗山商店取締役会長 第四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会使用者委員 | 平成二十九年七月三日 |
| 長坂正彦 | 株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 | 平成二十九年七月三日 |

| | | |
|------|--------------------------------------|-----------|
| | 長 第四十二・四十三・四十四・四十五 期山梨県労働委員会使用者委員 | |
| 津田裕美 | 山梨県労働委員会事務局長 | 令和六年四月十七日 |
| 丸山正雄 | 山梨県労働委員会事務局次長 | 令和四年四月二十日 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番